

平成 2 9 年 2 月 9 日

東葛中部地区総合開発事務組合議会
平成 2 9 年第 1 回定例会会議録

東葛中部地区総合開発事務組合議会

東葛中部地区総合開発事務組合議会
平成29年第1回定例会会議録

目 次

○開	会	1								
○会	期	の	決	定	4					
○会	議	録	署	名	議	員	の	指	名	4
○議	案	第	1	号	4					
○議	案	第	2	号	5					
○議	案	第	3	号	6					
○一	般	報	告	9						
○一	般	質	問	10						
○閉	会	10								
○署	名	11								

東葛中部地区総合開発事務組合議会
平成29年第1回定例会会議録

○
平成29年2月9日（木）午前9時31分開議

議事日程

- 日程第 1 会期の決定
日程第 2 会議録署名議員の指名
日程第 3 議案第 1号 東葛中部地区総合開発事務組合経費の分
賦率を定める条例の一部を改正する条例の
制定について
日程第 4 議案第 2号 平成28年度東葛中部地区総合開発事務
組合一般会計補正予算について
日程第 5 議案第 3号 平成29年度東葛中部地区総合開発事務
組合一般会計予算について
日程第 6 一般報告
日程第 7 一般質問

出席議員（6名）

1番 石原重雄君 2番 海老原功一君
3番 石黒博君 4番 山内弘一君
5番 星野順一郎君 6番 坂巻宗男君

説明のため議場へ出席した者

管理者 秋山浩保君 副管理者 井崎義治君
会計管理者 小林敬一君 事務局長 神野宏美君
主管者 中村泰幸君 主管者 田中佳二君
主管者 木下登志子君 総務課長兼場長 染谷誠君

職務のため議場へ出席した者

総務課副主幹 吉澤誠君

○
午前9時31分開会

○議長（海老原功一君） ただ今から、東葛中部地区総合開発事務組合
議会、平成29年第1回定例会を開会いたします。

○
午前9時31分開議

○議長（海老原功一君） 直ちに会議を開きます。

○議長（海老原功一君） まず初めに、定例会招集の挨拶並びに事業報告を求めます。秋山浩保管理者。

〔管理者 秋山浩保君挨拶〕

○管理者（秋山浩保君） 本日、ここに東葛中部地区総合開発事務組合議会平成29年第1回定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中御出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、今定例会の開会に当たり、所信の一端を申し述べるとともに、主要な事務事業について御報告いたします。

初めに、みどり園改築等PFI事業でございます。

平成26年度から指定管理者として大久保学園に維持管理業務及び運営事業を任せ、3年が経過しようとしております。これまで、大きな問題もなく管理運営が行われ、利用者や保護者等の安心・安全で充実した施設生活が送られていると思います。

事務組合といたしましては、四半期における各モニタリングと年間モニタリングを実施し、事務組合が示したサービス水準を満たしているか、日常的に展開される業務や経理の状況について、定められている水準が充足されているか確認を行なっております。

今回、平成27年度の実績について、各項目で審査した結果、おおむね良好との判断をいたしました。

この判断について、みどり園指定管理者審査会において、事務組合での年間モニタリングの内容評価を審査していただき、最終的な取りまとめを行い、公表をしていく予定であります。

今後も、定期モニタリングを実施していきながら、さらに監視体制を充実させ、利用者・保護者の皆様が安心・安全に過ごしていただくという本事業の目的が達成できるよう努めてまいりたいと思います。

この事業の推進に関しましては、引き続き関係者各位の御理解と御協力を賜りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

次に、ウイングホール柏斎場の関連でございます。

現施設は、供用開始以来20年が過ぎ、施設・設備とも老朽化に伴い整備が必要となっております。このことから、具体的な将来の施設の運営方法や整備計画を、関係市の御理解・御協力、地元周辺住民の方々との話し合いを進めさせていただきながら、斎場施設を御利用される方々への利便性の向上とサービスの充実、安全と安心の健全な施設運営に努めてまいります。

今後も、関係市からの御支援・御協力を賜りながら進めてまいります。

次に、平成29年度当初予算についてです。

本年度の予算編成方針といたしまして、事務事業全般の簡素化や効率化を積極的に推進するとともに、限られた財源を有効活用するため、緊急性や必要性に重点を置き予算編成をいたしました。

ウイングホール柏斎場においては、開設当初から使用している空調設備の改修や、今後、増加する火葬需要に対応するための火葬炉関係経費を計上させていただきました。

その結果といたしまして、当初予算は、前年度比2億9,664万3千円の増額、率といたしまして51.85%の増で、歳入歳出予算8億6,878万2千円となりました。

厳しい財政運営ではありますが、基金や地方債の活用を行いながら、維持管理経費の平準化を図り、関係市負担金の抑制に努めてまいります。続きまして、前定例会以降の各事業の取組について御報告いたします。まず、みどり園の関連でございます。

現在のみどり園在籍人数は、昨年12月に1名の方が入所され定員の80名となりました。みどりの家は20名で、合計100名となっております。

短期入所事業の利用者数は、昨年9月から12月末日までで、述べ57人、1,339日の利用となっております。

みどり園における防犯体制につきましては、現在、我孫子警察署の御協力により、みどり園周辺を夜間にパトロールの実施をいただいております。

また、防犯設備につきましては、利用者への安全確保に向けて、指定管理者である大久保学園と協議を行い、今年度末までに整備を行う予定で進めております。

整備の内容といたしましては、施設内外の主要箇所への防犯カメラと建物周辺に赤外線センサーの設置と道路に直接面している管理棟と日中活動棟の一部窓ガラスへの防犯フィルムの設置を行う予定でございます。

経費の負担につきましては、防犯上必要なものについては事務組合が負担を行い、運営上必要なものは大久保学園の負担といたします。

関係各位におかれましては、今後も一層の御支援をみどり園に賜りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、ウイングホール柏斎場の関連でございます。

年間での火葬件数は、徐々に増加しており、今年度も5,000件を超える見込みとなりそうです。

また、老朽化に伴う施設設備の修繕は、適宜実施し、斎場施設を利用される方への利便性の向上とサービスの充実、安全と安心の健全な施設運営に努めてまいります。

最後になりましたが、本日は事務組合経費の分賦率を定める条例の一部を改正する条例、平成28年度の補正予算、平成29年度一般会計予算の3議案について御審議いただく予定となっております。

議員各位におかれましては、何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶並びに事業報告といたします。

以上でございます。

○議長（海老原功一君） 日程に入るに先立ち報告をいたします。

地方自治法第121条の規定による説明員の出席要求に対し、当局より説明員の職及び氏名の通知がありました。

また、監査委員から平成28年7月分から12月分に関する例月現金出納検査の結果報告がありました。

いずれも各位のお手元に配付の印刷物により、御了承願います。

以上で報告を終わります。

○議長（海老原功一君） 日程に入ります。

○

○議長（海老原功一君） 日程第1、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

会期は会議規則第4条第1項の規定により、本日1日と定めたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（海老原功一君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決まりました。

○

○議長（海老原功一君） 日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第19条の規定により、議長において、山内弘一議員及び坂巻宗男議員を指名いたします。

○

○議長（海老原功一君） 日程第3、議案を上程いたします。

議案第1号を議題とします。

〔末尾参照〕

○議長（海老原功一君） 説明を求めます。事務局長。

○事務局長（神野宏美君） はい。

議案書の1ページを御覧下さい。

議案第1号は、東葛中部地区総合開発事務組合経費の分賦率を定める

条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

組合の経費につきましては、組合事業により生じる収入、その他の収入をもって充て、なお不足するときは、関係市に分賦し、負担金として歳入に繰り入れることとされておりまして、その負担割合を条例において定めております。

分賦率は、それぞれの経費につきまして、関係市の人口、財政状況、組合施設の利用状況等の数値を基に、人口割、財政割、受益割及び均等割として定めた割合から算出しております。

議案書の4ページ、議案資料を御覧下さい。

今回の改正は、総務費、民生費及び衛生費の分賦率を改め、新たに括弧5として、5号ですが、斎場の建設並びに建設に係る債務の償還に関する分賦率の項目を追加するものでございます。これは、大規模な工事や修繕等に伴う経費を、運営費とは別に算出する項目となります。変更される個所につきましては、改正後の欄の下線部分を御参考下さい。

何卒御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（海老原功一君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

発言を許します。質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（海老原功一君） ないものと認めます。

よって、質疑を打ち切ります。

採決を行います。

議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（海老原功一君） 挙手全員でございます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（海老原功一君） 日程第4、議案第2号を議題にします。

〔末尾参照〕

○議長（海老原功一君） 説明を求めます。事務局長。

○事務局長（神野宏美君） はい。

議案書の5ページを御覧下さい。

議案第2号は、平成28年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計補正予算を定めようとするものです。

それでは、議案書の9ページ、議案資料になりますが、歳出の表の2款の総務費と4款の衛生費を御覧ください。

補正の内容といたしましては、4款衛生費のウイングホール柏斎場の

駐車場整備費として計上しております工事請負費 909 万 9 千円と公有財産購入費 1,250 万円の計 2,159 万 9 千円が、対象地の境界査定等に時間を要したため、28 年度内の執行見込みがなくなったため減額し、補正額として 2 款総務費の積立金を増額しまして、施設整備基金に積み立てようとするものです。

何卒御賛同賜りたく、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（海老原功一君） ありがとうございます。説明が終わりましたので質疑に入ります。

質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（海老原功一君） ないものと認めます。

よって、質疑を打ち切ります。

採決を行います。

議案第 2 号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（海老原功一君） 挙手全員であります。

よって、議案第 2 号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（海老原功一君） 日程第 5、議案第 3 号を議題にします。

〔末尾参照〕

○議長（海老原功一君） 説明を求めます。事務局長。

○事務局長（神野宏美君） はい。

議案書の 11 ページを御覧ください。

議案第 3 号は、平成 29 年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計予算を定めようとするものでございます。

平成 29 年度の予算編成に当たりましては、引き続き健全財政を確保するとともに事務事業全般について、簡素化及び効率化を積極的に推進し、限られた財源を有効に活用するため、緊急性や必要性の高いものへ予算を、重点的に配分することといたしました。

続きまして、議案書の 13 ページ・14 ページを御覧ください。

歳入歳出予算それぞれの額を 8 億 6,878 万 2 千円と定め、款項ごとの金額を第 1 表歳入歳出予算とし、13 ページに歳入、14 ページに歳出のとおり定めるものでございます。

それでは、予算の概要につきまして御説明いたします。別冊としてお配りしております、平成 29 年度一般会計当初予算案の概要を御覧いただきたいと思っております。12 ページ、最初に歳出でございます。括弧 3 の

歳出の内訳及び主な増減理由の表を御覧ください。

2款総務費は、前年度比1,516万1千円の減となりました。

これは、主に職員が積算上1名の減員になったことによる給料、職員手当、共済費の減でございます。また、事務所の移転に伴う事務室賃借料の減となったものでございます。

3款民生費は、前年度比139万3千円の増となりました。安全対策に係る経費としまして、みどり園の防犯カメラ等の賃借料による増が主なものでございます。

4款衛生費は、前年度比3億553万6千円の増額となりました。

これは、11節の需用費の中で、光熱水費の料金見直し等による約900万円の減額がありましたが、15節の工事請負費において、火葬炉の増設工事と平成7年の開設以来使用している空調設備の改修工事等で、約2億6千万円の増となりまして、併せて、13節の委託料が約3,600万円の増となりました。また、ウイングホール柏斎場利用者の路上駐車が発生や、将来の火葬需要への対応を図るために駐車場整備費等を計上いたしました。

5款公債費は、平成24年度、25年度、26年度に借り受けました社会福祉施設整備事業債の償還に係る元金及び利子分としまして、26年度の元金が発生し、約7,400万円を計上いたしました。

6款予備費を1,000万円計上し、歳出予算総額8億6,878万2千円となりました。

続きまして、歳入は4ページ、5ページになります。

1款分担金及び負担金の市負担金は、5億2,367万7千円で、前年度に比べて、4,081万3千円の増額となりました。

これは主に、衛生費の施設整備費に係るものでございます。

2款使用料及び手数料は、1億270万2千円で、前年度比1,607万2千円の増額です。これは、使用料金の改正を4月1日から実施することによるものでございます。

6款繰入金は、施設整備基金を活用し、火葬炉工事等に6,000万円を繰り入れました。

7款繰越金は、前年度繰越分として100万円を見込んでございます。

8款諸収入は、140万円となり、前年度比22万8千円の減でございます。これは、ウイングホール柏斎場で販売しております骨壺の売上が減少してきていることでの積算でございます。

9款組合債といたしまして、斎場施設整備事業に係る起債の分になります。

以上によりまして、歳入予算総額は、歳出予算額と同様の8億6,878万2千円となったものです。

この結果、平成29年度当初の歳入歳出予算総額は、前年度に比べまして2億9,664万3千円の増額、率にいたしまして51.85パーセントの増となっております。

簡単ではございますが、当初予算の概要について、説明させていただきました。

何卒御賛同賜わりたく、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（海老原功一君） ありがとうございます。説明が終わりましたので質疑に入ります。

質問はございませんか。

[挙手する者あり。]

○議長（海老原功一君） はい。坂巻議員。

○6番議員（坂巻宗男君） はい。ウイングホールの関係と請負工事について質問させていただこうと思うのですが、その前にみどり園の関連で前議会で質問させていただいて、今年度内ということで安全対策を進めていただいております。この点に関しては私たちの議会でも議論されておりまして、我孫子市の議会でも報告させていただきたいと思います。

質問としては、先ほどの説明ですと歳出の13ページですか、工事請負費として2億7,500万円が記入されておりますが、それぞれ火葬炉と空調と駐車場でまとめたの額となっておりますが、それぞれいくらずつ掛かっているのか教えてください。

○議長（海老原功一君） 答弁を求めます。事務局長。

○事務局長（神野宏美君） はい。

今の御質問ですが、火葬炉増設工事は約1億9,900万円ほど、空調設備改修工事は約5,800万円ほど、駐車場整備につきましては約1,700万円ほどの負担を考えております。

[挙手する者あり。]

○議長（海老原功一君） はい。坂巻議員。

○6番議員（坂巻宗男君） 一番大きいのが火葬炉増設工事の1億9,900万円、2億円近い額ですが、これは増設という形なのでいわゆる随意契約という形にならざるを得ないかなと思うのですが、競争入札という形がとれるのか、随意契約の形でやらざるを得ないのか、その辺についてはどのような形となるのでしょうか。

○議長（海老原功一君） 答弁を求めます。事務局長。

○事務局長（神野宏美君） はい。

今の御質問ですが、現在の設置しております火葬炉がございまして。その火葬炉メーカーを予定しておりますが、システムの関係ですとか作業の

関係で他の炉では難しいと私どもは判断させていただいたので、現在の設置している炉メーカーに一者随契という形でやらせていただきたいと思います。

〔挙手する者あり。〕

○議長（海老原功一君） 坂巻議員。

○6番議員（坂巻宗男君） おそらくそのような形でやらざるを得ないかなと思っております。そういう形で進めていくと思いますが、かなり額の大きなですね、2億円近い額の工事とのことですので、見積りなど取って予算額を計上していると思いますが、一者随契とはいえコストが抑えられるようにですね、事務局の方でも事業者と話して対応していただきたいなど、お願いいたします。

○議長（海老原功一君） 事務局長。

○事務局長（神野宏美君） はい。

御指摘のとおり火葬炉メーカーに関しましては、諸経費の部分ですとかその他精査するようにいたしまして、できるだけ低額になるような方法をとっていきたいと思っております。

〔挙手する者あり。〕

○議長（海老原功一君） 坂巻議員。

○6番議員（坂巻宗男君） よろしくお願いします。

最後、要望をさせていただきます。その他空調設備の改修などもあるし、ヒアリングで事前に御説明いただいたときに、今後またこれとは別に空調設備で大掛かりな工事を予定されていると伺っています。我孫子の議会などでも、空調など整備をするときにリースにした方が実はトータルで考えると割安になるのではという議論があったりするものですから、いろいろな形でトータルでコストが削減されるように事務局の方で考えながら進めていただきたいと思います。

これは御答弁は結構です。

○議長（海老原功一君） 他に質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（海老原功一君） ないものと認めます。

よって、質疑を打ち切ります。

採決を行います。

議案第3号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（海老原功一君） 挙手全員でございます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（海老原功一君） 日程第6、一般報告を行います。

お諮りします。

一般報告につきましては、別紙印刷物をもって省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（海老原功一君） 御異議なしと認めます。

よって、一般報告は別紙印刷物をもって省略いたします。

○

○議長（海老原功一君） 日程第7、一般質問を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（海老原功一君） 質問のないものと認めます。

一般質問を終結いたします。

○議長（海老原功一君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件等は、すべて議了いたしました。

これをもちまして、東葛中部地区総合開発事務組合議会平成29年第1回定例会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

午前9時54分閉会

会議規則第19条の規定により下記に署名する。

平成29年2月21日

議会議長 海老原 功 一

議会議員 山 内 弘 一

議会議員 坂 卷 宗 男

平成 2 9 年 2 月 9 日

東葛中部地区総合開発事務組合
平成 2 9 年第 1 回定例会
議案及び議案資料

議案第 1 号～議案第 3 号

あああ

東葛中部地区総合開発事務組合経費の分賦率を定める条例の一部を改正する条例の制定について

東葛中部地区総合開発事務組合経費の分賦率を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年 2月 9日提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 秋 山 浩 保

提案理由

関係市に分賦する経費の分賦率を改めたいので提案する。

東葛中部地区総合開発事務組合条例第 号

東葛中部地区総合開発事務組合経費の分賦率を定める条例の一部を改正する条例

東葛中部地区総合開発事務組合経費の分賦率を定める条例（平成18年東葛中部地区総合開発事務組合条例第4号）の一部を次のように改正する。

本則各号を次のように改める。

(1) 総務費に関する分賦率

柏市	100分の54.9
流山市	100分の25.4
我孫子市	100分の19.7

(2) 民生費に関する分賦率

柏市	100分の55.2
流山市	100分の23.8
我孫子市	100分の21.0

(3) 障害者支援施設及び共同生活援助事業所の建設並びに建設に係る債務の償還に関する分賦率

柏市	100分の50.2
流山市	100分の26.7
我孫子市	100分の23.1

(4) 衛生費に関する分賦率

柏市	100分の54.6
流山市	100分の24.7
我孫子市	100分の20.7

(5) 斎場の建設並びに建設に係る債務の償還に関する分賦率

柏市	100分の50.1
流山市	100分の27.2
我孫子市	100分の22.7

附 則

この条例は，平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

平成 28 年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計補
正予算について

平成 28 年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計補正予算を
次のとおり定める。

平成 29 年 2 月 9 日提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 秋 山 浩 保

平成28年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計補
正予算（第1号）

平成28年度東葛中部地区総合開発事務組合の一般会計補正予算
（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び
に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」
による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		93,060	21,599	114,659
	1 総務管理費	93,003	21,599	114,602
4 衛生費		346,587	△21,599	324,988
	1 保健衛生費	346,587	△21,599	324,988
歳 出 合 計		572,139	0	572,139

平成 29 年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計予算について

平成 29 年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計予算を次のとおり定める。

平成 29 年 2 月 9 日提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 秋 山 浩 保

平成29年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計予算

平成29年度東葛中部地区総合開発事務組合の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ868,782千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		523,677
	1 負担金	523,677
2 使用料及び手数料		102,702
	1 使用料	102,679
	2 手数料	23
4 財産収入		2
	1 財産運用収入	2
5 寄附金		1
	1 寄附金	1
6 繰入金		60,000
	1 基金繰入金	60,000
7 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
8 諸収入		1,400
	2 雑入	1,400
9 組合債		180,000
	1 組合債	180,000
歳入合計		868,782

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
2 総務費		77,899
	1 総務管理費	77,842
	2 監査委員費	57
3 民生費		54,667
	1 社会福祉費	54,667
4 衛生費		652,123
	1 保健衛生費	652,123
5 公債費		74,093
	1 公債費	74,093
6 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		868,782

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
斎場施設整備事業	180,000	普通貸借又は 債券発行	年 5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府、地方公共団体金融機構資金についてはその融資条件により、銀行その他の資金はその債権者との協定による。ただし、組合財政その他の都合により、据え置き期間及び償還年限を短縮し、又は低利に借換えすることができる。

